

# 迫る巨大地震 その時

— 広域緊急交通路沿道建築物の耐震化 —



**緊急車両の通行を妨げる  
建物倒壊を防ぐ**



阪神・淡路大震災で倒壊し道路を閉塞したビル



**帰宅困難者の  
安全を守る**



東日本大震災で道路にあふれる徒歩帰宅者



大阪府

# 巨大地震発生時、被害の拡大を防ぐためには

- 救助・消火などを行う緊急車両がいち早く現場に到着し、活動を開始
  - 水・食料などの救援物資の確実な輸送
  - 都心から自宅に向かう大勢の徒歩帰宅者の安全な通行
- が必要なことから

## 主要な道路の通行機能を確保することが重要

阪神・淡路大震災では、高架橋や建物が倒壊し道路の機能が麻痺。

大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀等の倒壊で尊い命が奪われた。



倒壊した阪神高速道路



倒壊し道路を塞ぐ建築物



倒壊したブロック塀(新潟県中越沖地震)

## 広域緊急交通路の通行機能確保のために

大阪府では、災害発生時に救助・救急、消火、医療、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路として「広域緊急交通路」\*を定め、地震発生時の円滑な緊急車両の通行などの機能を確保するため、橋梁や沿道建物の耐震化や帰宅困難者対策などを進めています。

\* 自動車専用道路を含む111路線 約1,200 kmを設定しています。

\* 災害時の状況により、警察は、一般車両の通行を規制します。



橋梁の耐震補強の様子



帰宅困難者対策訓練の様子

帰宅困難者対策  
徒歩帰宅ルートを設定し、沿道にある店舗等と帰宅困難者を支援する協定を結んだり、地域での訓練など取組みを進めています。




### 広域緊急交通路沿道の建物・ブロック塀の耐震化

- 地震による建物等の倒壊による通行障害を防ぐため、広域緊急交通路のうち、優先して耐震化に取り組む路線として約295kmを指定
- 指定路線の沿道にある「倒壊により道路を塞ぐ恐れのある建物」や「歩行者に危害が及ぶ恐れのあるブロック塀」について、耐震診断の義務付けや、耐震化費用を補助



建物の耐震補強の様子





# 広域緊急交通路・耐震診断義務付け対象路線図

-  **広域緊急交通路** (自動車専用道路除く)
- 
-  **うち耐震診断義務付け路線**

## 耐震診断義務付け路線の考え方

- ・府内各地へ通じるメインルートの中央環状線
- ・府域外からの緊急物資等の受入れを考慮し、中央環状線から府域外へ放射状に延びる路線
- ・中央環状線の内側は、広域防災拠点や後方支援活動拠点に近接する路線
- ・帰宅困難者対策として帰宅方面や主要な鉄道折り返し駅を踏まえ、特に代替えが難しい中央環状線から放射状に延びる路線

## 凡例

-  基幹的広域防災拠点
-  広域防災拠点
-  後方支援活動拠点
-  主要な鉄道折り返し駅



こちらのQRコードで耐震化の状況をより分かりやすく公表しています



大阪府HP

**お住まいの地域の広域緊急交通路を確認し、通行機能確保にご協力ください。**

# 地震はいつ起こってもおかしくありません

南海トラフ巨大地震の今後30年以内に発生する確率は

**「70%から80%」\*です**

\*南海トラフで発生するマグニチュード8から9の巨大地震

地震の被害

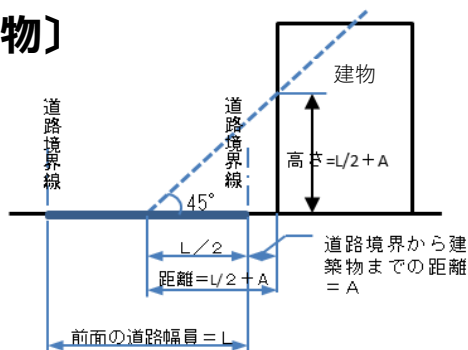
地震名	全壊建物	直接死	火災件数	
想定（大阪府域）	南海トラフ	約18万棟	134,000人	272件
	上町断層帯	約36万棟	12,000人	557件
阪神・淡路大震災の被害（H7.1.17）	約10万棟	5,483人	256件	

〔大阪府地域防災計画被害想定資料〕・〔内閣府阪神・淡路大震災復興誌〕・〔平成7年兵庫県南部地震被害調査報告書〕より引用

## 建物・ブロック塀の耐震診断義務付け制度

耐震改修促進法に基づき、広域緊急交通路沿道の一定規模以上の建物・ブロック塀の所有者には、耐震診断の実施と、報告を義務付けています。診断の結果、耐震性が不十分なことが明らかになった建物等の所有者の方には耐震改修の努力義務が生じます。

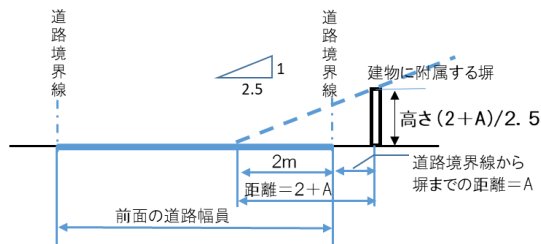
### 〔建物〕



次のいずれにも該当する建物です。

- 大阪府が指定した道路に敷地が接する建築物
- 昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物
- 建物のそれぞれの部分から道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離（幅員が12m以下の場合には6m）を加えたものに相当する高さを超える建築物

### 〔ブロック塀〕



次のいずれにも該当するブロック塀です。

- 大阪府が指定した道路に面する長さが8mを超えるもの
- 昭和56年5月31日以前に新設工事に着手したもの
- ブロック塀から道路の境界線までの水平距離に、2mを加えた数値を2.5で割った数値を超える高さのもの（ブロック塀…補強コンクリートブロック塀を含む組積造の塀）

義務付け対象の建物及びブロック塀の所有者の方には、改修等の費用補助制度があります。また、耐震診断の結果をホームページで公表しています。詳しくはお問合せ先まで。

### お問合せ先

大阪府 都市整備部 事業調整室  
都市防災課 耐震グループ

大阪府中央区大手前3丁目2-12 別館4階  
電話 (代表)06-6941-0351 内線3188

広域緊急交通路沿道建築物の耐震化に関する情報を提供しています

